

# 官報

號外 昭和十一年五月十六日

## ○第六十九回 貴族院議事速記録第八號

昭和十一年五月十五日(金曜日)午前十時四十七分開議

議事日程 第八號  
昭和十一年五月十五日  
午前十時開議

第一 國務大臣ノ演説ニ關スル件 (第七回)

第二 東北興業株式會社法案 (政府提出、衆議院送付) 第一讀會

第三 東北振興電力株式會社法案 (政府提出、衆議院送付) 第一讀會

第四 鐵道敷設法中改正法律案 (政府提出、衆議院送付) 第一讀會

第五 岩手輕便鐵道株式會社所屬鐵道外三鐵道及兼業ニ屬スル資產買收ノ爲公債發行ニ關スル法律案

江當軌道株式會社所屬軌道ノ經營廢止ニ對スル補償ノ爲公債發行ニ關スル法律案  
商工組合中央金庫法案 同日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ  
請願文書表(第二回報告)

同日内閣總理大臣ヨリ左ノ通政府委員仰付  
ケラレタル旨ノ通牒ヲ受領セリ

第六十九回帝國議會内務省所管事務政府委員

第六 江當軌道株式會社所屬軌道ノ經營廢止ニ對スル補償ノ爲公債發行ニ關スル法律案 (政府提出、衆議院送付)

第七 商工組合中央金庫法案 (政府提出、衆議院送付) 第一讀會

○議長(公爵近衛文麿君) 報告ヲ致セマス

昨十四日衆議院ヨリ左ノ政府提出案ヲ受領  
セリ

東北興業株式會社法案

東北振興電力株式會社法案

岩手輕便鐵道株式會社所屬鐵道外三鐵道及兼業ニ屬スル資產買收ノ爲公債發行ニ關スル法律案

江當軌道株式會社所屬軌道ノ經營廢止ニ對スル補償ノ爲公債發行ニ關スル法律案

商工組合中央金庫法案 同日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ  
請願文書表(第二回報告)

同日内閣總理大臣ヨリ左ノ通政府委員仰付  
ケラレタル旨ノ通牒ヲ受領セリ

第六十九回帝國議會内務省所管事務政府委員

第六 江當軌道株式會社所屬軌道ノ經營廢止ニ對スル補償ノ爲公債發行ニ關スル法律案 (政府提出、衆議院送付)

第七 商工組合中央金庫法案 (政府提出、衆議院送付) 第一讀會

○議長(公爵近衛文麿君) 是ヨリ本日ノ會議ヲ開キマス

同 山崎 嶽君

○議長(公爵近衛文麿君) 是ヨリ本日ノ會議ヲ開キマス

同 山崎 嶽君

○議長(公爵近衛文麿君) 是ヨリ本日ノ會議ヲ開キマス

同 山崎 嶽君

○議長(公爵近衛文麿君) 是ヨリ本日ノ會議ヲ開キマス

官報號外

昭和十一年五月十六日

貴族院議事速記録第八號

議長ノ報告 會議 日程變更ノ件

第一讀會

第六 江當軌道株式會社所屬軌道ノ經營廢止ニ對スル補償ノ爲公債發行ニ關スル法律案 (政府提出、衆議院送付)

第一讀會

第六 江當軌道株式會社所屬軌道ノ經營廢止ニ對スル補償ノ爲公債發行ニ關スル法律案 (政府提出、衆議院送付)

第一讀會

第六 江當軌道株式會社所屬軌道ノ經營廢止ニ對スル補償ノ爲公債發行ニ關スル法律案 (政府提出、衆議院送付)

第一讀會

第六 江當軌道株式會社所屬軌道ノ經營廢止ニ對スル補償ノ爲公債發行ニ關スル法律案 (政府提出、衆議院送付)

第一讀會

○議長(公爵近衛文麿君) 宜シウゴザイマス  
〔賛成ト呼フ者アリ〕

ス

○議長(公爵近衛文麿君) 賛成ト呼フ者アリ

ス

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

○明カニ致シマシテ、確カト御反省ヲ促シ  
タイト存ジマス、津村君ハ軍隊ニ於ケル極  
メテ特殊ナル一二ノ事例ヲ引用致サレマシ  
テ、恰モ全軍ニ於テ將校ノ忠誠ニ對スル觀  
念ハ、下士官兵ニ劣ルガ如キ見解ヲ公ニセ  
ラレマシタコトハ、國軍將校ニ對スル最大  
ノ侮辱デアツテ、深ク遺憾ニ存ズルモノデア  
リマス、我ガ軍隊ニ於ケル將校以下ノ忠誠  
ノ念ハ、實ニ歎鐵ノ如キモノデアリマス、  
特ニ將校ハ軍隊ノ積幹デアリ、軍隊團結ノ  
中核デアリマシテ、常ニ率先垂範、下士官  
兵ニ對スル教育薰化ノ根源デゴザイマス、  
過去ニ於ケル諸戰役及事變ヲ通じ、將校ノ  
死傷率ノ特ニ大ナルコトニ徵シマシテモ、  
將校ノ精神狀態ガ極メテ優良デアルコトヲ  
立證スルモノト確信致シマス、從ツテ津村君  
ノ昨日述ベラレミタル御意見ハ、全軍將  
校ノ名譽ヲ汚シ、矜持ヲ毀クルモノニシテ、  
軍存立上ノ重大問題デアリマス、之ニ對シ  
津村君ガ速カニ反省セラレムコトヲ要望ス  
ル次第デゴザイマス

○議長(公爵近衛文麿君) 兹ニ日程ヲ變更  
シテ、日程第一ヲ最後ニ廻シタイト存ジマ  
ス、御異議ハゴザイマセヌカ  
メマス

○議長(公爵近衛文麿君) 日程第一、東北  
興業株式會社法案、日程第三、東北振興電  
力株式會社法案、政府提出、衆議院送付、  
第一讀會、是等兩案ヲ括シテ議題ト爲ス

○議長(公爵近衛文麿君) 報告ヲ致セマス

第一讀會

七七

コトニ御異議ゴザイマセヌカ  
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵近衛文麿君) 御異議ナイト認  
メマス、次田法制局長官

〔左ノ議案ハ朗讀ヲ經ザルモ 參照ノ爲  
メ茲ニ載錄ス以下之ニ倣フ〕

### 東北興業株式會社法案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議  
院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十一年五月十四日

衆議院議長 富田幸次郎

貴族院議長公爵近衛文麿殿

東北興業株式會社法案

東北興業株式會社法

第一章 總則

第一條 東北興業株式會社ハ東北地方ノ  
振興ヲ圖ル爲同地方ニ於ケル殖產興業

ヲ目的トスル株式會社トス

第二條 東北興業株式會社ノ資本ハ三千  
萬圓トス但シ政府ノ認可ヲ受ケ之ヲ増  
加スルコトヲ得

第三條 東北興業株式會社ハ株金全額拂  
込前ト雖モ其ノ資本ヲ增加スルコトヲ  
得

第四條 東北興業株式會社ノ株式ハ記名  
式トシ政府、公共團體、帝國臣民又ハ  
帝國法人ニシテ社員、株主若ハ業務ヲ

額以上若ヘ議決權ノ過半數ガ外國人又  
ハ外國法人ニ屬セザルモノニ限り之ヲ  
執行スル役員ノ半數以上又ハ資本ノ半

所有スルコトヲ得	一 肥料工業其ノ他電氣化學工業
設立登記ノ日ヨリ五十年トス但シ政府 ノ認可ヲ受ケ之ヲ延長スルコトヲ得	二 水產及鑛產ノ資源開發事業
ノ認可ヲ受ケ之ヲ延長スルコトヲ得	三 水面埋立事業
第二章 役員	四 農村工業
第六條 東北興業株式會社ニ總裁副總裁 各一人、理事三人以上及監事二人以上 ヲ置ク	五 其ノ他東北地方振興ニ關スル諸事 業
第七條 總裁ハ東北興業株式會社ヲ代表 シ其ノ業務ヲ總理ス	第四章 東北興業債券
副總裁ハ總裁事故アルトキヘ其ノ職務 ヲ代理シ總裁缺員ノトキハ其ノ職務ヲ 行フ	第十一條 東北興業株式會社ハ拂込ミタ ル株金額ノ五倍ヲ限リ東北興業債券ヲ 發行スルコトヲ得
副總裁及理事ハ總裁ヲ補助シ東北興業 株式會社ノ業務ヲ分掌ス	東北興業債券ヲ發行スル場合ニ於テハ 商法第一百九條ニ定ムル決議ニ依ルコ トヲ要セズ
監事ハ東北興業株式會社ノ業務ヲ監査 ス	第十二條 東北興業債券ヲ發行セントス ル場合ニ於テハ政府ノ認可ヲ受ケビシ 東北興業債券ヲ發行スル場合ニ於テハ 商法第一百九條ニ定ムル決議ニ依ルコ トヲ要セズ
第八條 總裁及副總裁ハ政府之ヲ命ジ其 ノ任期ヲ五年トス	第十三條 東北興業債券ハ無記名式トス 但シ應募者又ハ所有者ノ請求ニ因リ記 名式ト爲スコトヲ得
理事ハ株主中ヨリ株主總會ニ於テ二倍 ノ候補者ヲ選舉シ政府其ノ中ヨリ之ヲ 命ジ其ノ任期ヲ四年トス	第十四條 東北興業債券ノ所有者ハ東北 興業株式會社ノ財產ニ付他ノ債權者ニ 先チテ自己ノ債權ノ辨濟ヲ受クル權利 ヲ有ス
監事ハ株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ 選任シ其ノ任期ヲ三年トス	第十五條 東北興業株式會社ハ社債借換 ノ爲一時第十一條ノ制限ニ依ラズ東北 興業債券ヲ發行スルコトヲ得此ノ場合 ニ於テハ發行後一月以内ニ其ノ社債總 額ニ相當スル舊東北興業債券ヲ償還ス ベシ
第九條 總裁、副總裁及理事ハ他ノ職務 又ハ商業ニ從事スルコトヲ得ズ但シ政 府ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在 ラズ	第十六條 東北興業株式會社ハ左ノ事業ノ 經營又ハ之ニ對スル投資其ノ他ノ助成 ヲ爲スモノトス
第十條 東北興業株式會社ハ左ノ事業ノ 經營又ハ之ニ對スル投資其ノ他ノ助成 度ニ準備金トシテ資本ノ缺損ヲ補フ爲	第十七條 政府ハ東北興業株式會社ノ業 務ヲ監督ス
帝國法人ニシテ社員、株主若ハ業務ヲ	第十八條 政府ノ監督及輔助 サントスルトキハ政府ノ認可ヲ受クベ シ
執行スル役員ノ半數以上又ハ資本ノ半	第十九條 定款ノ變更、合併及解散ノ決 議ハ政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其 ノ效力ヲ生ゼズ
額以上若ヘ議決權ノ過半數ガ外國人又 ハ外國法人ニ屬セザルモノニ限り之ヲ 執行スル役員ノ半數以上又ハ資本ノ半	第二十條 東北興業株式會社ハ政府ノ認 可ヲ受クルニ非ザレバ利益金ノ處分ヲ 爲スコトヲ得
帝國法人ニシテ社員、株主若ハ業務ヲ	第二十一條 東北興業株式會社事業計畫 ヲ設定シ又ハ變更セントスルトキハ政 府ノ認可ヲ受ケビシ
執行スル役員ノ半數以上又ハ資本ノ半	第二十二條 政府ハ東北興業株式會社ノ 業務ニ關シ監督上又ハ東北地方振興上 必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得
額以上若ヘ議決權ノ過半數ガ外國人又 ハ外國法人ニ屬セザルモノニ限り之ヲ 執行スル役員ノ半數以上又ハ資本ノ半	第二十三條 政府ハ東北興業株式會社監 理官ヲ置キ東北興業株式會社ノ業務ヲ 監視セシム
帝國法人ニシテ社員、株主若ハ業務ヲ	第二十四條 東北興業株式會社監理官ハ 何時ニテモ東北興業株式會社ノ金庫、 帳簿及諸般ノ文書物件ヲ検査スルコト ヲ得
執行スル役員ノ半數以上又ハ資本ノ半	東北興業株式會社監理官へ必要ト認ム ルトキハ何時ニテモ東北興業株式會社 ニ命ジ業務ニ關スル諸般ノ計算及狀況 ヲ報告セシムルコトヲ得
額以上若ヘ議決權ノ過半數ガ外國人又 ハ外國法人ニ屬セザルモノニ限り之ヲ 執行スル役員ノ半數以上又ハ資本ノ半	東北興業株式會社監理官ハ株主總會其

ノ他諸般ノ會議ニ出席シ意見ヲ陳述ス  
ルコトヲ得

第二十五條 政府ハ東北興業株式會社ノ  
決議又ハ役員ノ行爲ガ法令、法令ニ基  
キテ爲ス處分若ヘ定款ニ違反シ又ハ公  
益ヲ害スト認ムルトキハ其ノ決議ヲ取  
消シ又ハ役員ヲ解任スルコトヲ得

第二十六條 東北興業株式會社ノ毎營業  
年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ  
拂込ミタル株金額ニ對シ第三營業年度  
迄ニ在リテハ年百分ノ四、第四營業年  
度以降ニ在リテハ年百分ノ六ノ割合ニ  
達セザルトキハ政府ハ第十五營業年度  
迄ニ達セシムベキ金額ヲ補給スペシ  
但シ其ノ額ハ毎營業年度ニ於テハ拂込  
ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割  
合、各營業年度ヲ通じテハ五百五十萬  
圓ヲ超ユルコトヲ得ズ

毎營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益  
金額ガ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分  
ノ六ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過  
還ニ充ツベシ

第十五營業年度迄毎營業年度ニ於ケル  
配當シ得ベキ利益金額ガ拂込ミタル株  
金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過ス  
ルトキハ年百分ノ六ヲ超エ百分ノ九迄  
ノ金額ニ付テハ其ノ二分ノ一、年百分  
ノ九ヲ超ユル金額ニ付テハ其ノ全額ヲ  
配當準備ノ爲別ニ積立ツベシ

第二項ノ規定ニ依リ補給金ヲ償還シ尙

殘餘アリタルトキハ之ヲ前項ノ拂込ミ  
タル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ  
超過シタル當該營業年度ノ利益金ト看  
做ス

第二項ノ規定ニ依ル積立金ハ後營業年  
度ニ於ケル第一項ノ規定ニ依ル補給金  
ノ計算ニ付テハ之ヲ配當シ得ベキ利益  
金ト看做ス

第七章 罰則

第二十七條 東北興業株式會社左ノ各號

ノ一ニ該當スルトキハ總裁又ハ總裁ノ  
職務ヲ行ヒ若ハ代理スル副總裁ヲ百圓

以上二千圓以下ノ過料ニ處ス副總裁又

ハ理事ノ分掌業務ニ係ルトキハ副總裁  
又ハ理事ヲ過料ニ處スルコト亦同ジ

一本法ニ依リ認可ヲ受クベキ場合ニ  
於テ其ノ認可ヲ受ケザルトキ

二 第十條ノ規定ニ依ラズシテ業務ヲ  
營ミタルトキ

三 第十一條ノ規定ニ違反シ東北興業  
債券ヲ發行シタルトキ

四 第十五條ノ規定ニ違反シ東北興業  
債券ヲ償還ヲ爲サザルトキ

五 第二十二條ノ規定ニ基キテ爲シタ  
命令ニ違反シタルトキ

第六條 東北興業株式會社ノ總裁、  
社總裁ニ引渡スベシ

設立委員ハ其ノ事務ヲ東北興業株式會  
社總裁ニ改ム

第一項中「又ハ東洋拓殖債券ヲ」、「東洋  
殖債券又ハ東北興業債券」ニ改ム

乃至第二百八條ノ規定ハ前二條ノ過料  
ニ之ヲ準用ス

#### 附 則

第三十條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ  
之ヲ定ム

昭和十一年五月十四日

貴族院議長 富田幸次郎

衆議院議長 富田幸次郎

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因ア議  
院法第五十四條ニ依リ及送付候也

東北振興電力株式會社法案

昭和十一年五月十四日

貴族院議長 富田幸次郎

衆議院議長 富田幸次郎

東北振興電力株式會社法案

第一條 東北振興電力株式會社ハ東北地  
方ノ振興ヲ圖ル爲同地方ニ於ケル電氣  
事業ヲ營ムコトヲ目的トスル株式會社  
トス

東北振興電力株式會社ハ政府ノ認可ヲ  
受ケ前項ノ事業ニ附帶スル業務ヲ營ミ  
又ハ東北地方ニ於ケル牠ノ電氣事業ニ  
投資スルコトヲ得

第二條 東北振興電力株式會社ノ資本ハ  
三千萬圓トス但シ政府ノ認可ヲ受ケ之  
ヲ増加スルコトヲ得

第三條 東北振興電力株式會社ノ株式ハ  
記名式トシ政府、公共團體、帝國臣民  
又ハ帝國法人ニシテ社員、株主若ハ資本  
務ヲ執行スル役員ノ半數以上又ハ資本  
ノ半額以上若ハ議決權ノ過半數ガ外國  
人文ヘ外國法人ニ屬セザルモノニ限り  
之ヲ所有スルコトヲ得

第四條 東北振興電力株式會社ノ存立期  
間ヘ設立登記ノ日ヨリ五十年トス但シ  
政府ノ認可ヲ受ケ之ヲ延長スルコトヲ

得

第五條 東北振興電力株式會社ニ社長副

第二十九條 非訟事件手續法第二百六條

社長各一人、理事三人以上及監事二人  
以上ヲ置ク

第六條 社長ハ東北振興電力株式會社ヲ  
代表シ其ノ業務ヲ總理ス

副社長ハ社長事故アルトキハ其ノ職務ヲ  
代理シ社長缺員ノトキハ其ノ職務ヲ

行フ  
副社長及理事ハ社長ヲ補助シ東北振興  
電力株式會社ノ業務ヲ分掌ス

監事ハ東北振興電力株式會社ノ業務ヲ  
監査ス

第七條 社長及副社長ハ政府之ヲ命ジ其  
ノ任期ヲ五年トス

理事ハ株主中ヨリ株主總會ニ於テ二倍  
ノ候補者ヲ選舉シ政府其ノ中ヨリ之ヲ  
命ジ其ノ任期ヲ四年トス

監事ハ株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ  
選任シ其ノ任期ヲ三年トス

第八條 社長、副社長及理事ハ他ノ職務  
又ハ商業ニ從事スルコトヲ得ズ但シ政  
府ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在  
ラズ

第九條 政府ハ東北振興電力株式會社ノ  
業務ヲ監督ス

第十條 東北振興電力株式會社社債ヲ募  
集セントスルトキハ政府ノ認可ヲ受ク  
ベシ

第十一條 定款ノ變更、合併及解散ノ決  
議ハ政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其  
ノ效力ヲ生ゼズ

第十二條 東北振興電力株式會社ハ政府  
ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ利益金ノ處

第十三條 東北振興電力株式會社事業計  
畫ヲ設定シ又ハ變更セントスルトキハ  
行フ

第十四條 政府ハ東北振興電力株式會社  
ノ業務ニ關シ監督上又ハ東北地方振興  
電力株式會社ノ業務ヲ

第十五條 政府ハ東北振興電力株式會社ノ  
監理官ヲ置キ東北振興電力株式會社ノ  
業務ヲ監視セシム

第十六條 東北振興電力株式會社監理官  
ハ何時ニテモ東北振興電力株式會社ノ  
金庫、帳簿及諸般ノ文書物件ヲ検査ス  
ルコトヲ得

東北振興電力株式會社監理官ハ必要ト  
認ムルトキハ何時ニテモ東北振興電力  
株式會社ニ命ジ業務ニ關スル諸般ノ計  
算及狀況ヲ報告セシムルコトヲ得

東北振興電力株式會社監理官ハ株主總  
會其ノ他諸般ノ會議ニ出席シ意見ヲ陳  
述スルコトヲ得

第十七條 政府ハ東北振興電力株式會社  
ノ決議又ハ社長、副社長、理事若ハ監  
事ノ行爲ガ法令、法令ニ基キテ爲ス處  
分若ハ定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト  
做ス

第二項ノ規定ニ依リ補給金ヲ償還シ尙  
残餘アリタルトキハ之ヲ前項ノ拂込ミ  
タル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ  
超過シタル當該營業年度ノ利益金ト看  
做ス

第二項ノ規定ニ依ル積立金ハ後營業年  
度ニ於ケル第一項ノ規定ニ依ル補給金  
ノ計算ニ付テハ之ヲ配當シ得ベキ利益  
金ト看做ス

第二十五條 株式申込證ニハ定款認可ノ  
年月日並ニ商法第百二十六條第二項第  
二號、第四號及第五號ニ規定スル事項  
ヲ記載スベシ

第二十六條 設立委員ハ株主ノ募集ヲ終  
シ其ノ檢查ヲ受クベシ

第二十七條 設立委員ハ前條ノ檢查ヲ受  
ケタル後遲滯ナク各株ニ付第一回ノ拂  
込ヲ爲サシムベシ

第十八條 東北振興電力株式會社ノ每營  
業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額  
ガ拂込ミタル株金額ニ對シ第三營業年  
度迄ニ在リテハ年百分ノ四、第四營業

年度以降ニ在リテハ年百分ノ六ノ割合  
ニ達セザルトキハ政府ハ第十營業年度  
迄ニ達セシムベキ金額ヲ補給スベシ  
但シ其ノ額ハ毎營業年度ニ於テハ拂込  
ミタル株金額ニ對シ年百分ノ四ノ割合、  
超ユルコトヲ得ズ

第十九條 東北振興電力株式會社左ノ各  
號ノ一一ニ該當スルトキハ社長又ハ社長  
ノ職務ヲ行ヒ若ハ代理スル副社長ヲ百  
圓以上二千圓以下ノ過料ニ處ス副社長

二 第十四條ノ規定ニ基キテ爲シタル  
命令ニ違反シタルトキハ  
シタルトキハ二十圓以上二百圓以下ノ  
過料ニ處ス

第二十一條 非訟事件手續法第二百六條  
乃至第二百八條ノ規定ハ前一條ノ過料  
ニ之ヲ準用ス

第二十二條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以  
テ之ヲ定ム

第二十三條 政府ハ設立委員ヲ命ジ東北  
振興電力株式會社ノ設立ニ關スル一切  
ノ事務ヲ處理セシム

第二十四條 設立委員ハ定款ヲ作成シ政  
府ノ認可ヲ受ケタル後株主ヲ募集スベ  
シ

第二十五條 株式申込證ニハ定款認可ノ  
年月日並ニ商法第百二十六條第二項第  
二號、第四號及第五號ニ規定スル事項  
ヲ記載スベシ

第二十六條 設立委員ハ株主ノ募集ヲ終  
シ其ノ檢查ヲ受クベシ

第二十七條 設立委員ハ前條ノ檢查ヲ受  
ケタル後遲滯ナク各株ニ付第一回ノ拂  
込ヲ爲サシムベシ

又ハ理事ノ分掌業務ニ係ルトキハ副社  
長又ハ理事ヲ過料ニ處スルコト亦同ジ  
一本法ニ依リ認可ヲ受ケザルトキ  
於テ其ノ認可ヲ受ケザルトキ  
二 第十四條ノ規定ニ基キテ爲シタル  
命令ニ違反シタルトキ  
シタルトキハ二十圓以上二百圓以下ノ  
過料ニ處ス

第二十一條 非訟事件手續法第二百六條  
乃至第二百八條ノ規定ハ前一條ノ過料  
ニ之ヲ準用ス

第二十二條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以  
テ之ヲ定ム

第二十三條 政府ハ設立委員ヲ命ジ東北  
振興電力株式會社ノ設立ニ關スル一切  
ノ事務ヲ處理セシム

第二十四條 設立委員ハ定款ヲ作成シ政  
府ノ認可ヲ受ケタル後株主ヲ募集スベ  
シ

第二十五條 株式申込證ニハ定款認可ノ  
年月日並ニ商法第百二十六條第二項第  
二號、第四號及第五號ニ規定スル事項  
ヲ記載スベシ

第二十六條 設立委員ハ株主ノ募集ヲ終  
シ其ノ檢查ヲ受クベシ

第二十七條 設立委員ハ前條ノ檢查ヲ受  
ケタル後遲滯ナク各株ニ付第一回ノ拂  
込ヲ爲サシムベシ

前項ノ拂込アリタルトキハ設立委員ハ

遲滯ナク創立總會ヲ招集スベシ

第二十八條 創立總會ニ於テハ第七條ノ

規定ニ準ジ理事候補者ノ選舉及監事ノ

選任ヲ行フベシ

第二十九條 創立總會終結シタルトキハ

設立委員ハ其ノ事務ヲ東北振興電力株

式會社社長ニ引渡スベシ

〔政府委員次田大三郎君演壇ニ登ル〕

○政府委員(次田大三郎君) 只今議題トナ

リマシタ東北興業株式會社法案竝ニ東北振

興電力株式會社法案ニ付キマシテ、提案ノ

趣旨ヲ説明申上ゲマス、東北地方ハ色々ノ

原因ニ依リマシテ一般ニ産業ノ發達が遅レ

テ居リマス、加フルニ古來屢々災厄ノ襲フ

情ニ堪ヘザルモノガアルノデアリマス、從ツ

テ同地方振興ノ必要ハ常ニ叫バレ來ッタノ

デアリマスルガ、偶々昭和九年ノ冷害ニ因

ル凶作ノ結果ハ、特ニ朝野ノ耳目ヲ惹ク所

トナリマシテ、同年十二月内閣ニ東北振興

調査會ガ設置致サレマシタ、爾來同調査會

ハ東北地方振興ノ根本方策ニ付キマシテ、

銳意調査研究ヲ重ねマシテ、曩ニ其ノ一端

トシテ政府ニ對シ特殊會社設置ニ關スル答

申ヲ致シタノデアリマス、想フニ東北地方

ノ深刻ナル窮乏ヲ徹底的ニ打開スルガ爲ニ、

殖產興業ヲ目的トスル特殊ノ興業會社ヲ設

立致シマシテ、之ヲシテ政府ノ施設ト相俟ッ

テ、各種產業ニ瓦ル統一的方針ノ下ニ資源

ノ開發ヲ圖ラシムルコトハ、最モ緊要デア

ルト認ムルノデアリマス、而シテ各種產業

前項ノ拂込アリタルトキハ設立委員ハ

振興ノ基礎的要件ハ、低廉ニシテ豊富ナル  
動力供給ヲ圖ルコトニアルノデアリマスル  
ガ、東北地方ニ於ケル電氣事業ハ主ニ小規  
模デアツテ建設費が高ク、其ノ施設ハ局部内  
ニ止ル状態デアリマスルガ故ニ、茲ニ特殊

ノ電力會社ヲ設立致シ、之ヲシテ有利ナル  
水力富源ヲ開發シ、低廉ニシテ且豊富ナル  
電力ヲ供給セシムルコトガ、又最モ緊要デ

アルト信ズル次第デアリマス、政府ニ於キ

マシテハ、如上ノ實情ニ鑑ミマシテ、兩特

殊會社法ノ制定ヲ決意シ、而シテ東北地方

ノ振興ニ資スベキ此ノ種ノ施設ハ一日モ速

カニ之ヲ實施スルコトノ必要ナルコトヲ痛

感致シマシテ、今回茲ニ兩法案ヲ提出スル

ニ至リマシタ次第デアリマス、而シテ既ニ

衆議院ニ於キマシテハ、兩法案トモ満場異

議ナク可決セラレマシタ、何卒當院ニ於キ

マシテモ御審議ノ上、速カニ協賛ヲ與ヘラ

レムコトヲ希望致シマス

○議長(公爵近衛文麿君) 質疑ノ通告ガゴ

ザイマス、淺田男爵

〔男爵淺田良逸君演壇ニ登ル〕

○男爵淺田良逸君(公爵近衛文麿君) 質疑ノ通告ガゴ

タル東北ノ二法案ニ付キマシテ質問ヲ致シ

マス、東北ノ實情ニ付キマシテハ只今御述

トシテ政府ニ對シ特殊會社設置ニ關スル答

申ヲ致シタノデアリマス、想フニ東北地方

ノ深刻ナル窮乏ヲ徹底的ニ打開スルガ爲ニ、

殖產興業ヲ目的トスル特殊ノ興業會社ヲ設

立致シマシテ、之ヲシテ政府ノ施設ト相俟ッ

テ、各種產業ニ瓦ル統一的方針ノ下ニ資源

ノ開發ヲ圖ラシムルコトハ、最モ緊要デア

ルト認ムルノデアリマス、而シテ各種產業

前項ノ拂込アリタルトキハ設立委員ハ

遲滯ナク創立總會ヲ招集スベシ

第二十八條 創立總會ニ於テハ第七條ノ

規定ニ準ジ理事候補者ノ選舉及監事ノ

選任ヲ行フベシ

ヘマスケレドモ、其ノ根本ヲ議スルニ當リ  
マシテハ相當ニ考究ヲ要シ、日數モ掛ルコ  
トデゴザイマセウカラ、部分的ニ拙速ヲ以  
テオヤリニナルト云フコトニ付テハ、何等

ニ止ル状態デアリマスルガ故ニ、茲ニ特殊

ノ電力會社ヲ設立致シ、之ヲシテ有利ナル  
水力富源ヲ開發シ、低廉ニシテ且豊富ナル  
電力ヲ供給セシムルコトガ、又最モ緊要デ

アルト信ズル次第デアリマス、政府ニ於キ

マシテハ、如上ノ實情ニ鑑ミマシテ、兩特

殊會社法ノ制定ヲ決意シ、而シテ東北地方

ノ振興ニ資スベキ此ノ種ノ施設ハ一日モ速

カニ之ヲ實施スルコトノ必要ナルコトヲ痛

感致シマシテ、今回茲ニ兩法案ヲ提出スル

ニ至リマシタ次第デアリマス、而シテ既ニ

衆議院ニ於キマシテハ、兩法案トモ満場異

議ナク可決セラレマシタ、何卒當院ニ於キ

マシテモ御審議ノ上、速カニ協賛ヲ與ヘラ

レムコトヲ希望致シマス

○議長(公爵近衛文麿君) 質疑ノ通告ガゴ

ザイマス、淺田男爵

〔男爵淺田良逸君演壇ニ登ル〕

○男爵淺田良逸君(公爵近衛文麿君) 質疑ノ通告ガゴ

タル東北ノ二法案ニ付キマシテ質問ヲ致シ

マス、東北ノ實情ニ付キマシテハ只今御述

トシテ政府ニ對シ特殊會社設置ニ關スル答

申ヲ致シタノデアリマス、想フニ東北地方

ノ深刻ナル窮乏ヲ徹底的ニ打開スルガ爲ニ、

殖產興業ヲ目的トスル特殊ノ興業會社ヲ設

立致シマシテ、之ヲシテ政府ノ施設ト相俟ッ

テ、各種產業ニ瓦ル統一的方針ノ下ニ資源

ノ開發ヲ圖ラシムルコトハ、最モ緊要デア

ルト認ムルノデアリマス、而シテ各種產業

前項ノ拂込アリタルトキハ設立委員ハ

遲滯ナク創立總會ヲ招集スベシ

第二十八條 創立總會ニ於テハ第七條ノ

規定ニ準ジ理事候補者ノ選舉及監事ノ

選任ヲ行フベシ

前項ノ拂込アリタルトキハ設立委員ハ

遲滯ナク創立總會ヲ招集スベシ

カト云フ立案ヲ致シタ其ノ結果ヲ見レバ、遺憾ナガラ一千餘萬圓ニ過ギナイノデアリマス、其ノ爲スコトモ亦末梢ニ過ギナイト考ヘマス、又其ノ中ニハ一千萬圓ト申シマシテモ、普通ノ他ノ地方ト同様ナル意味ニ於ケル匡救、色々ナ事業ガ其ノ中ニ多分ニ包括ヲセラレテ居リマスニ鑑ミレバ、如何ニ東北ノ振興ノ爲ノ經費ト云フモノハ、誠ニ貧弱デアルコトヲ思ハシムルノデゴザイマス、斯クノ如クシテ只今此ノ兩法案ガ生レタノデゴザイマス、固ヨリ是ハ地方ヲ匡救スルノ效果ハアルデゴザイマセウケレドモ、併シ臍體ガ何處ニアルカ、丁度人間ガ頭カラ生レルノデナク、胴體カ足カラ生レクト云フ感ジガ致スノデゴザイマス、ソコテ私ノ伺ヒタイノハ、一體東北振興ノ根本策ハ何處ニアルノデアルカ、事業計畫ノ大體ト年次ニ付テ詳シク伺フコトハ姑ク是ハ止メマシテ、何處ヘ東北ヲ持ツテ行クノデアルカ、如何ナル目標ヲ掲ゲルノデアルカ、ドウ云フ程度ニ東北ヲ高メルノデアルカト云フコトニ對スル所ノ政府ノ根本方針ヲ御尋ヲ申上ゲタイノデゴザイマス、尙又ソレニ關聯ヲ致シマシテ、東北振興調查會ト云フモノガ設ケラレテゴザイマス、私共ハ誠ニ結構ナコトト思フ、ガ其ノ役所へ行ッテ見マスレバ長官ガ居リマセヌ、資源局長官ガ居ルノデアリマス、敢テ形式ヲ問フノデハ東北振興調查局長ト云フオ役ヲ兼ネテ居ラレル、即チ本職ニ非ズシテ兼職ヲ頭ニ戴イテ眞劍ニ東北ヲ救濟スル内閣ノ唯一ノ機關ト

シテ、セメテハ其ノ頭首トナルベキ所ノ局長ヲ置クト云フ位ナコトハ爲サツテ下サッテモ宜シイト思フ、又其ノ中ニ居リマス所ノ事務ヲ扱フ方々ナドヲ見マシテモ、誠ニ少ク手不足デ、ソレハ優秀ナ方々ニ相違ハゴザイマセヌケレドモ、此ノ組織デハ恐ラク何事モ十分ニハ爲シ得ナイノデハナイカト疑ハレル位デアリマス、ソコデ此ノ東北振興調査委員竝ニ東北振興調査局ヲ、將來ドノヤウニ爲サル御意圖デアルカラ伺ヒタイノデアリマス、第三點ニハ、等シク東北ト申シマシテモ非常ニ差異ガゴザイマス、格段ノ差異ガアルノデゴザイマス、産業ノ上カラ見マシテモ、經濟ノ上カラ見マシテモ大差ガゴザイマス、デ殖產興業ノ必要ハ、右ノ程度ニ依リマシテ自ラ力ヲ用ヒル所ニ差異ガナケレバナラヌト考ヘルノデアリマス、無論東北ノ一體デアル、一體ト見テヤルノデゴザイマスカルシテ、總括的ニ考慮シナケレバナリマセヌガ、仔細ニ内部ヲ檢討スルト云フト甚ダシキ相違ガアルノデゴザイマス、之ヲ詳シク申上ゲル必要モナク、政府ニ於テハ夙ニ御承知デゴザイマス、ソコデ私ノ御尋ねシタインハ左様ナ、同じ東北中ニ於キマシテモ著シキ懸隔ノアルヨトヲ、如何ニ考慮シテオヤリニナル所ノ指導精神デオアリニナルカ、固ヨリ此ノ兩會社ハ營利ヲ主トスルモノデモナク、又其ノ事業等ニ於キマシテモ、斯クスレバ斯ノ如キ結果ヲ生ムト云フヤウナ工合ニ、色々ナ方面ヲ考慮シナケレバナラヌニ相違アリマセヌケレドモ、其ノ主トスル所ハ東北振興

ニカラ注グト云フコトニ關スル指導方針ガ、如何デアルカラ伺ヒタイノデアリマスガ、私ハ該法案ニ於テ、ソレヲ發見スルコトガ出来ナカツタノデゴザイマス、以上ノ三點ニ付キマシテ質問ヲ申上ゲタイト思ヒマス  
（國務大臣馬場鍼一君演壇ニ登ル）  
**○國務大臣（馬場鍼一君）** 只今淺田男爵ヨリノ御質問ガアリマシタ點ニ付キマシテ、便宜上私ヨリ御答へ申上ゲタイト思ヒマス、只今御演説ニアリマシタ通り、東北振興ニ付キマシテハ内閣ニ東北振興事務局ヲ置キ、東北振興調査會ヲ置キマシテ、精々其ノ方ニ研究努力致シ來リマシテ、其ノ委員會ノ決議ニ基キマシテ、昭和十年度ノ追加豫算竝ニ昭和十一年度ノ今回ノ追加豫算ニ、先づ大體ニ於テハ應急的措置ガ計畫セラレマンシテ、豫算デ要求シテ居ルヤウナ譯デアルノデアリマス、而シテ茲ニ現レタ二法案モ、此ノ委員會ノ決議ニ基キマシテ、東北ノ振興上是非トモ無ケレバナラヌ特殊會社トンテ立案セラレタ譯デアリマスルガ、昭和十二年度以降ニ至リマシテ、此ノ振興調査會ニ諸問セラレテ居リマスル東北振興ノ根本方策、ソレヲ綜合的ニ計畫致シマシテ、能ク財政ノ關係ヲ考慮致シマシテ、恐らくヘ繼續的ノ事業トシテ、十二年度以降ニ豫算ニ現レルコトト考ヘテ居ルノデアリマス、只今申上ゲマシタ如クニ政府ハ此ノ調査會ニ根本方策ヲ諸問致シテ居ルノデアリマスルカラシテ、自ラ此ノ調査會ニ於キマシテ適當ナル根本方策ガ審議立案セラル、コト

ト期待致シテ居ルノデアリマス、只今ノ御  
説ニ依リマスルト、東北振興事務局ハ誠ニ  
小サナ役所デアリ、振興調査會ノ組織等ニ  
付テモ多少ノ御議論ガアリマスルヤウデア  
リマスルガ、私モ其ノ委員ノ一人ニ加リマシ  
テ、先般來熱心ニ研究ヲ爲シツ、アツタモノノ  
デアリマスルガ、此ノ調査會ハ政府ニ於テ  
相當ニ力ヲ入レテ居リマスル關係上、熱心  
ニ各委員ハ東北ノ將來ヲ慮リマシテ、十分  
ナル審議ヲ遂ゲツ、アルノデアリマスルカ  
ラ、私ハ此ノ調査會ヨリシテ適當ナル根本  
計畫ガ、審議立案セラル、ト云フコトヲ十  
分ニ期待シ得ルト考ヘテ居リマス、又此ノ  
振興事務局ナルモノハ、誠ニ今日デハ兼務  
者ガ局長デハアリマスルケレドモ、ソレダ  
カラト申シテ、決シテ私ハ調査會カラ生レ  
出ル案ガ不完全ナモノデアラウトハ考ヘテ  
居ラナイノデアリマス、尙御尋ニ依リマス  
ト、東北地方モ地方ニ依ツテ事情ヲ異ニスル  
ガ、其ノ事情ニ適切ナル施設計畫ヲシテ行  
クカドウカト云フヤウナ意味ノ御尋ノヤウ  
ニ思ヒマスガ、勿論東北ト申シマシテモ青  
森縣、岩手縣、秋田縣、或ハ宮城縣等ガ必  
ズシモ事情ヲ同ジウ致シテ居ルトハ思ヘナ  
イノデアリマス、併シ大體ニ於テ東北六縣  
ヲ打ツテ一丸ト考ヘテ政策ハ立テテ居リマ  
スルケレドモ、今回ノ二ツノ特殊會社ガソ  
レゾレ地方ノ實情ニ即シテ、仕事ヲヤッテ行  
クコトハ勿論デアラウト思フノデアリマス、  
是等モ今後綜合的ノ根本計畫ヲ立テマスル  
際ニ於テ、調査會ニ於キマシテヘ其ノ地方  
地方ノ事情ニ相當、即シテ物ヲ考ヘテ行く

トニナラウト私ハ期待シテ居ル譯デアリ ノ二會社ノ法案ヲ提出シテ、將來ノ東北振興ヲ何カ輕ンズルカノ如クニ若シ御考アリマスルナラバ、政府ハ斷ジテサウ考ヘテ居ラナイノデアリマス、十二年度以降ニ继续的ニ根本計畫ヲ立てテ東北振興ヲ圖ッテ行ク、斯ウ云フコトニ御了承ヲ願ヒタイノデアリマス	男爵淺田良逸君 男爵有地藤三郎君 男爵松岡均平君 堀切善次郎君 菅原通敬君 田所美治君 辻兵吉君 金成通君 宇野勇作君 田中徳丘衛君
○男爵淺田良逸君　只今ノ詳細ノ御答辯ニ依ツテ理解ノ歩ヲ進メマシタガ、更ニ質問ヲ致シ、又論議ヲ盡シタイト思ヒマス、之ヲ以テ機會ニ於テ致シタイト思ヒマス、之ヲ以テ質問ヲ終リマス	○議長(公爵近衛文麿君)　日程第四、鐵道敷設法中改正法律案、日程第五、岩手輕便鐵道株式會社所屬鐵道外三鐵道及兼業ニ屬スル資產買收ノ爲公債發行ニ關スル法律案、日程第六、江當軌道株式會社所屬軌道ノ經營廢止ニ對スル補償ノ爲公債發行ニ關スル法律案、政府提出衆議院送付、第一讀會、是等ノ三案ヲ一括シテ議題トナスコトニ御異議ハゴザイマセヌカ
○子爵池田政時君　只今議題ト相成リマス タ東北興業株式會社法案外一件ハ、重要な法律案ニアリマスルガ故ニ、其ノ特別委員ノ數ヲ十八名トシ、其ノ指名ヲ議長ニ一任スルノ動議ヲ提出致シマス	〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○子爵西大路吉光君　賛成	○議長(公爵近衛文麿君)　御異議ナシト認メマス、前田鐵道大臣
○議長(公爵近衛文麿君)　御異議ナシト認メ御異議ハゴザイマセヌカ	〔異議ナシト呼フ者アリ〕
〔異議ナシト呼フ者アリ〕	本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
スルノ動議ヲ提出致シマス	附　則
○議長(公爵近衛文麿君)　御異議ナシト認メマス、前田鐵道大臣	貴族院議長富田幸次郎
右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也	貴族院議長公爵近衛文麿殿
昭和十一年五月十四日	昭和十一年五月十四日
衆議院議長富田幸次郎	本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
貴族院議長公爵近衛文麿殿	〔國務大臣前田米藏君演壇ニ登ル〕
岩手輕便鐵道株式會社所屬鐵道外三鐵道及兼業ニ屬スル資產買收ノ爲公債發行ニ關スル法律案	○國務大臣(前田米藏君)　只今上程サレマ
政府ハ左ノ鐵道及兼業ニ屬スル資產買收ノ爲之ニ必要ナル額ヲ限度トシ公債ヲ發行スルコトヲ得	江當軌道株式會社所屬軌道ノ經營廢止ニ對スル補償ノ爲公債發行ニ關スル法律案
行スルコトヲ得	政府ハ江當軌道株式會社所屬軌道ノ經營廢止ニ對スル補償ノ爲之ニ必要ナル額ヲ限度トシ公債ヲ發行スルコトヲ得
別表第八十六號ノ末尾ニ「及赤穗附近ヨリ分岐シテ那波附近ニ至ル鐵道」ヲ加フ 別表第百十一號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ 百十一ノ二　福岡縣羽犬塚ヨリ矢部ニ	定線第八十六號、即チ「有年、西大寺間鐵道」ニ「赤穗附近ヨリ分岐シテ那波附近ニ至ル鐵道」ヲ追加シ、又「福岡縣羽犬塚ヨリ矢部ニ至ル鐵道」、「佐賀縣基山ヨリ福岡縣大刀洗ヲ經テ甘木ニ至ル鐵道」、北海道ノ「十勝國御影附近ヨリ日高國右左府ヲ經テ膽振郡邊富内ニ至ル鐵道」ノ三鐵道ヲ、新ニ別表ニ掲ゲマスト同時ニ、現在ノ敷設法豫定線
東北興業株式會社法案外一件特別委員 侯爵西郷　從徳君　侯爵池田　宣政君 伯爵溝口　直亮君　子爵岡部　長景君 子爵米田　國臣君　子爵大岡　忠綱君 宇佐美勝夫君　太田　政弘君	別表第百二ノ二　佐賀縣基山ヨリ福岡縣大刀洗ヲ經テ甘木ニ至ル鐵道
〔角倉書記官朗讀〕	別表第百二十八號、即チ函館カラ釜谷ニ至ル鐵道

官報號外 昭和十一年五月十六日

昭和十一年五月十六日 貴族院議事速記録第八號

鐵道敷設法中改正法律案外二件 第一讀會

ノ終點釜谷ヲ、戸井迄延長セムトスルモノ

デアリマス、是等ノ鐵道ハ地方開發上又ハ

軍事上必要デアリ、且鐵道經濟上カラモ有

利ト認メラレルモノデアリマシテ、何レモ昭

和十一年度ヨリ工事ニ著手致シタイト考ヘ

テ居リマス、仍テ是等ヲ豫定鐵道線路トシ

テ追加スル爲メ茲ニ本案ヲ提出致シタ次第

デアリマス、何卒御協賛ヲ與ヘラレムコト

ヲ望ミマス、次イデ買收補償ニ關スル法律

案ノ説明ヲ簡單ニ申上ゲマス、此ノ法律案

ハ地方鐵道及兼業ノ買收ト、軌道ノ營業廢

止補償ノ爲ニスル公債發行ニ關スルモノデ

ゴザイマス、先ツ買收ニ付テ申上ゲマスト、

買收セムトスル鐵道ハ岩手輕便、廣濱、阿

南、佐世保ノ四鐵道デアリマス、是等ハ何

レモ建設工事ノ進捗ニ伴ヒマシテ、昭和十

一年度中ニ買收ヲ必要トスルノデゴザイマ

ス、尙岩手輕便鐵道ガ兼營致シテ居リマス

ル索道業ハ鐵道ノ補助機關トシテ必要ト認

メマスカラ、是モ併セテ買收スル考デアリ

マス、次ニ軌道ノ營業廢止ニ因ル補償デア

リマスガ、補償セムトスル軌道ハ北海道ノ

江當軌道デゴザイマス、是ハ國有鐵道ガ接

近茲行シテ敷設セラレマシタ結果、其ノ影

響ヲ受ケマシテ營業ヲ繼續スルコトガ出來

ナクナリマシタノデ、今回其ノ營業廢止ニ

因ツテ生ズル損害ヲ補償セムトスル次第デ

ゴザイマス、何卒御協賛アラムコトヲ希望

致シマス

○子爵池田政時君 只今上程サレマシタ鐵道敷設法中改正法律案外二件モ亦重要ナル法案デゴザイマスガ故ニ、其ノ特別委員ノ

數ヲ十八名トシ、其ノ指名ヲ議長ニ一任ス  
ルノ動議ヲ提出致シマス

○子爵西大路吉光君 贊成

○議長(公爵近衛文麿君) 池田子爵ノ動議

ニ御異議ハゴザイマセヌカ

メマス、特別委員ノ氏名ヲ書記官ヲシテ朗

讀致サセマス

○議長(公爵近衛文麿君) 御異議ナシト認

メマス、商工組合中央金庫ノ定款ニハ左

讀致サセマス

(角倉書記官朗讀)

鐵道敷設法中改正法律案外二件特別委員

公爵島津 忠重君 侯爵中御門經恭君

伯爵後藤 一藏君 男爵安保 清種君

子爵井上匡四郎君 子爵立花 稔忠君

子爵秋元 春朝君 男爵中村 謙一君

男爵大藏 公望君 坂野鉄次郎君

八田 嘉明君 堀 啓次郎君

門野幾之進君 平尾喜三郎君

小林嘉平治君 風間八左衛門君

青木才次郎君 山上 岩二君

商工組合中央金庫法案  
商工組合中央金庫法  
第一章 總則

第一條 商工組合中央金庫ハ商業組合、

商業組合聯合會、工業組合、工業組合聯

合會、輸出組合及輸出組合聯合會ニ對

スル金融ノ圓滑ヲ圖ル爲必要ナル業務

ヲ營ムコトヲ目的トス

商工組合中央金庫ハ法人トス

第二條 商工組合中央金庫ハ主タル事務

所ヲ東京市ニ置ク

商工組合中央金庫ハ主務大臣ノ認可ヲ

受ケ從タル事務所ヲ設置スルコトヲ得

主務大臣必要アリト認ムルトキハ商工

組合中央金庫ニ命ジテ從タル事務所ヲ

設置セシムルコトヲ得

第三條 商業組合聯合會、工業組合聯合

會、輸出組合聯合會又ハ銀行ハ商工組

合中央金庫ノ業務ノ一部ヲ代理スルコ

トヲ得

商工組合中央金庫前項ノ聯合會又ハ銀

行ヲシテ業務ノ一部ヲ代理セシメント

スルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

商業組合聯合會、工業組合聯合會又ハ

輸出組合聯合會ハ商工組合中央金庫ニ

對シ所屬組合又ハ所屬聯合會ノ爲ニ債務

ノ保證ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ債務ノ保證ヲ爲シタ

ルトキハ商業組合聯合會、工業組合聯合

會又ハ輸出組合聯合會ハ商工組合中

央金庫ノ委任ヲ受ケ其ノ債權ノ取立ヲ

爲スコトヲ得

第四條 商工組合中央金庫ノ存立期間ハ設立認可ノ日ヨリ五十年トス但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ延長スルコトヲ得

ノ事項ヲ記載スベシ

一 目的

二 名稱

三 事務所ノ所在地

四 存立期間

五 出資者タル資格ニ關スル規定

六 所屬組合又ハ所屬聯合會ノ加入及

脱退ニ關スル規定

七 資本金額竝ニ出資一口ノ金額及其

ノ拂込ノ方法

八 剰餘金ノ處分及損失分擔ニ關スル

規定

九 準備金ノ額及其ノ積立ノ方法

十 出資者ノ權利義務ニ關スル規定

十一 業務及其ノ執行ニ關スル規定

十二 商工債券ノ發行ニ關スル規定

十三 役員ニ關スル規定

十四 會議ニ關スル規定

十五 會計ニ關スル規定

十六 公告ノ方法

第六條 商工組合中央金庫ノ資本金ハ千

萬圓トシ之ヲ十萬口ニ分チ、一口ノ金額ヲ百圓トス

商工組合中央金庫ハ資本金全額ノ拂込

前ト雖モ總會ノ決議ニ依リ主務大臣ノ

認可ヲ受ケ資本金ヲ増加スルコトヲ得

第七條 政府、商業組合、商業組合聯合



六十五條、第七十條乃至第七十三條ノ  
三、第七十四條ノ二第一項及第一百四條

ノ規定ハ商工組合中央金庫ニ之ヲ準用  
ス但シ民法第四十五條第三項及第四十

八條第一項中一週間トアルハ之ヲ二週  
間トシ民法及產業組合法中理事トアル  
ハ之ヲ理事長（民法第五十九條竝ニ產

業組合法第三十三條及第三十四條ノ二  
第一項ニ在リテハ理事長及理事）トシ

地方長官又ハ監督官廳トアルハ之ヲ主  
務大臣トス

## 第二章 役員

第二十四條 商工組合中央金庫ニ理事長  
一人、理事三人以上及監事二人以上ヲ  
置ク

第二十五條 理事長ハ商工組合中央金庫  
ヲ代表シ其ノ事務ヲ總理ス

理事ハ定款ノ定ムル所ニ依リ理事長ヲ  
補助シ商工組合中央金庫ノ業務ヲ掌理  
シ理事長事故アルトキヘ其ノ職務ヲ代  
理シ理事長缺員ノトキヘ其ノ職務ヲ行

フ  
監事ハ商工組合中央金庫ノ業務ヲ監査  
ス

第二十六條 理事長、理事及監事ハ主務  
大臣之ヲ命ズ

理事長及理事ノ任期ハ五年、監事ノ任  
期ハ三年トス

第二十七條 商工組合中央金庫ニ評議員  
二十人以内ヲ置キ主務大臣之ヲ命ズ但  
シ其ノ半數以上ハ商業組合、工業組合  
及輸出組合ノ關係者中ヨリ之ヲ命ズル

商工組合中央金庫ハ必要アリト認ムル

## コトヲ要ス

評議員ハ名譽職トシ定款ノ定ムル所ニ  
依リ業務經營ニ關スル重要ナル事項ニ  
付理事長ノ諮問ニ應ズルモノトス

評議員ノ任期ハ三年トス

## 第三章 業務

第二十八條 商工組合中央金庫ハ其ノ目  
的ヲ達スル爲左ノ業務ヲ營ムモノトス

一所屬組合又ハ所屬聯合會ニ對シ擔  
保ヲ徵セズシテ五年以内ノ定期償還  
又ハ月賦償還貸付ヲ爲スコト

二 所屬組合又ハ所屬聯合會ニ對シ擔  
保ヲ徵セズシテ二十年以内ノ年賦償  
還又ハ半年賦償還貸付ヲ爲スコト

三 所屬組合又ハ所屬聯合會ニ對シ手  
形ノ割引又ハ當座預金貸越ヲ爲スコ  
ト

四 所屬組合又ハ所屬聯合會ノ爲ニ荷  
爲替手形ニ關スル保證業務ヲ爲スコ  
ト

五 所屬組合又ハ所屬聯合會ノ爲ニ内  
國爲替業務ヲ爲スコト

六 商業組合、商業組合聯合會、工業  
組合、工業組合聯合會、輸出組合又  
ハ輸出組合聯合會ニ對シ短期貸付ヲ  
爲スコト

七 前項ノ餘裕金運用ニ關シ必要ナル事項  
ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

八 定セザル業務ヲ營ムコトヲ得ズ

九 第四十條 商工債券ノ模造ニ關シテハ  
通貨及證券模造取締法ヲ準用ス

十 第三十九條 本法ニ規定スルモノヲ除ク  
ノ外商工債券ニ關シ必要ナル事項ハ勅  
令ヲ以テ之ヲ定ム

十一 第五十章 計算

十二 第四十條 商工組合中央金庫ノ事業年  
度ハ四月ヨリ九月迄及十月ヨリ翌年三  
月迄トス

十三 第三十九條 商工組合中央金庫ノ事業年  
度ハ四月ヨリ九月迄及十月ヨリ翌年三  
月迄トス

十四 第四十條 商工組合中央金庫ハ事業年  
度ハ四月ヨリ九月迄及十月ヨリ翌年三  
月迄トス

十五 第四十條 商工組合中央金庫ハ事業年  
度ハ四月ヨリ九月迄及十月ヨリ翌年三  
月迄トス

トキハ擔保ヲ徵シテ前項第一號乃至第  
四號ノ業務ヲ爲スコトヲ得  
第三十三條 商工組合中央金庫ハ商工債  
ノ期限五年ヲ超ユルモノニ付テハ其ノ  
總額ハ拂込資本金額及商工債券發行額  
ノ合計額ノ二分ノ一ヲ超ユルコトヲ得  
ルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ商工債券ヲ發行シタ  
ルトキハ發行後一月以内ニ其ノ發行券  
面金額ニ相當スル舊商工債券ヲ償還ス

ルコトヲ得

第三十四條 商工組合中央金庫ニ於テ商  
工債券ヲ發行セントルトキハ主務大  
臣ノ認可ヲ受ケタル有價證券ノ買入  
ヲ爲スコト

二 大藏省預金部若ハ主務大臣ノ認可  
ヲ受ケタル銀行ヘノ預金又ハ郵便貯  
金ト爲スコト

三 商業組合、商業組合聯合會、工業  
組合、工業組合聯合會、輸出組合又  
ハ輸出組合聯合會ニ對シ短期貸付ヲ  
爲スコト

四 前項ノ餘裕金運用ニ關シ必要ナル事項  
ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

五 登錄稅法中社債ニ關スル規定ハ商工債  
券ニ之ヲ準用ス

六 第三十六條 所得稅法、資本利子稅法及  
第三十七條 商工債券ノ模造ニ關シテハ  
通貨及證券模造取締法ヲ準用ス

七 第三十八條 本法ニ規定スルモノヲ除ク  
ノ外商工債券ニ關シ必要ナル事項ハ勅  
令ヲ以テ之ヲ定ム

八 第三十九條 商工組合中央金庫ノ事業年  
度ハ四月ヨリ九月迄及十月ヨリ翌年三  
月迄トス

九 第四十條 商工組合中央金庫ハ事業年  
度ハ四月ヨリ九月迄及十月ヨリ翌年三  
月迄トス

十 第四十條 商工組合中央金庫ハ事業年  
度ハ四月ヨリ九月迄及十月ヨリ翌年三  
月迄トス

十一 第四十條 商工組合中央金庫ハ事業年  
度ハ四月ヨリ九月迄及十月ヨリ翌年三  
月迄トス

十二 第四十條 商工組合中央金庫ハ事業年  
度ハ四月ヨリ九月迄及十月ヨリ翌年三  
月迄トス

十三 第四十條 商工組合中央金庫ハ事業年  
度ハ四月ヨリ九月迄及十月ヨリ翌年三  
月迄トス

十四 第四十條 商工組合中央金庫ハ事業年  
度ハ四月ヨリ九月迄及十月ヨリ翌年三  
月迄トス

十五 第四十條 商工組合中央金庫ハ事業年  
度ハ四月ヨリ九月迄及十月ヨリ翌年三  
月迄トス

者又ハ所有者ノ請求ニ依リ記名式ト爲  
スコトヲ得

第三十三條 商工組合中央金庫ハ商工債  
券借換ノ爲一時第三十一條ノ制限ニ依  
ラズ商工債券ヲ發行スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ商工債券ヲ發行券  
面金額ニ相當スル舊商工債券ヲ償還ス

ルトキハ發行後一月以内ニ其ノ發行券  
面金額ニ相當スル舊商工債券ヲ償還ス

前項ノ規定ニ依リ商工債券ヲ發行券  
面金額ニ相當スル舊商工債券ヲ償還ス



前項ノ拂込アリタルトキハ設立委員ハ  
遅滯ナク創立總會ヲ招集スベシ  
設立委員ハ商工組合中央金庫ノ設立ニ  
關スル事項ヲ創立總會ニ報告スベシ  
第五十九條 創立總會終結シタルトキハ  
設立委員ハ遅滯ナク其ノ事務ヲ商工組  
合中央金庫理事長ニ引渡スベシ  
第六十條 本法ニ規定スルモノヲ除クノ  
外商工組合中央金庫ノ設立ニ關シ必要  
ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十一條 登錄稅法第六條第一項第十  
一號中「產業債券」ノ下ニ「商工債券」  
ヲ、第十九條第七號中「漁業組合聯合  
會」ノ下ニ「商工組合中央金庫」ヲ、「漁  
業法」ノ下ニ「商工組合中央金庫法」ヲ  
加フ

印紙稅法第四條第一項第十一號中「漁  
業組合聯合會」ノ下ニ「商工組合中央金  
庫」ヲ加フ

〔國務大臣小川郷太郎君演壇ニ登壇〕

○國務大臣(小川郷太郎君) 只今上程セラ  
レマシタ商工組合中央金庫案提案ノ理由  
ヲ簡單ニ御説明致シマス、我ガ國ノ商工業  
ノ大部分ハ所謂中小商工業ニ屬シテ居リマ  
シテ、中小商工業者ハ我ガ國産業上ニ於テ  
基礎的地位ヲ占メテ居リマスノミナラズ、  
之ヲ社會的ニ見マシテモ、中小商工業者ハ  
國家ノ中堅階級ヲ成シ、之ガ生活ノ安定ヲ  
圖ルコトハ國力ノ伸張上重要ナル關係ヲ有  
スルモノト言ハネバナリマセヌ、然ルニ中  
小商工業者ハ元來個人トシテハ薄資微力デ  
アリマシテ、相互ニ連絡提携ナク、其ノ企

業經營上ニ幾多ノ缺陷ヲ有シ、延イテ金融  
上ニ於キマシテモ極メテ不利ナ情況ニ在ル  
マスルコトハ、我ガ國産業ノ發展茲ニ國力  
ノ伸張上、洵ニ憂フベキ結果ヲ招クノ虞ガ  
アリマスカラ、政府ニ於キマシテモ夙ニ商  
業組合、工業組合及輸出組合ノ制度ヲ設  
ケ、中小商工業者ヲシテ自力更生ノ精神ニ  
基キ組合ヲ組織セシメマシテ、各種ノ共同  
施設ヲ營ミ、協同ノ力ニ依リ、各自ノ企業  
經營ノ改善合理化ヲ圖ルト共ニ、其ノ信用  
ヲ向上シ、以テ之ガ金融ノ圓滑ヲ期シテ居  
ルノデアリマス、幸ヒ制度創始以來各組合  
ノ良好ナルモノ亦少クアリマセヌ、併シナ  
ガラ商業組合、工業組合及輸出組合ハ、從  
來一般ニ其ノ信用ガ十分ニ理解セラレズ、  
爲ニ動モスレバ其ノ資金ノ融通ニ圓滑ヲ缺  
キマシテ、事業ノ圓滿ナル遂行ヲ妨ゲラレ  
ルノミナラズ、之ニ依ッテ組合ノ健全ナル發  
達ヲ阻害セラレルコトモ亦少クナインデア  
リマス、斯クノ如キハ中小商工業者更生ノ  
ノ爲ニ甚ダ遺憾ナ次第デアリマスカラ、此  
ノ際同業相助ノ精神ニ依リマシテ、各組合  
ニ出資ヲ爲サシメ、政府モ亦之ニ出資ヲ致  
シマシテ、新ニ商工組合中央金庫ヲ設置シ、  
相倚リ相助ケテ組合金融ノ圓滑ヲ圖リ、組  
合ノ内容ノ充實ト其ノ健全ナル發達トヲ促  
進シ、以テ中小商工業者ノ企業經營ノ改善  
合理化ニ資シ、中小商工業者ノ振興ヲ期シ  
タクト考ヘル次第デアリマス、何卒十分御  
審議ノ上、御協賛アラムコトヲ希望致シマス  
他各地ニ於キマシテ、此ノ同業組合ノ聯合

業經營上ニ幾多ノ缺陷ヲ有シ、延イテ金融  
上ニ於キマシテモ極メテ不利ナ情況ニ在ル  
ノガ常デアリマス、之ヲ此ノ儘ニ放置シ  
マスルコトハ、我ガ國産業ノ發展茲ニ國力  
ノ伸張上、洵ニ憂フベキ結果ヲ招クノ虞ガ  
アリマスカラ、政府ニ於キマシテモ夙ニ商  
業組合、工業組合及輸出組合ノ制度ヲ設  
ケ、中小商工業者ヲシテ自力更生ノ精神ニ  
基キ組合ヲ組織セシメマシテ、各種ノ共同  
施設ヲ營ミ、協同ノ力ニ依リ、各自ノ企業  
經營ノ改善合理化ヲ圖ルト共ニ、其ノ信用  
ヲ向上シ、以テ之ガ金融ノ圓滑ヲ期シテ居  
ルノデアリマス、幸ヒ制度創始以來各組合  
ノ良好ナルモノ亦少クナインデアリマセヌ、併シナ  
ガラ商業組合、工業組合及輸出組合ハ、從  
來一般ニ其ノ信用ガ十分ニ理解セラレズ、  
爲ニ動モスレバ其ノ資金ノ融通ニ圓滑ヲ缺  
キマシテ、事業ノ圓滿ナル遂行ヲ妨ゲラレ  
ルノミナラズ、之ニ依ッテ組合ノ健全ナル發  
達ヲ阻害セラレルコトモ亦少クナインデア  
リマス、斯クノ如キハ中小商工業者更生ノ  
ノ爲ニ甚ダ遺憾ナ次第デアリマスカラ、此  
ノ際同業相助ノ精神ニ依リマシテ、各組合  
ニ出資ヲ爲サシメ、政府モ亦之ニ出資ヲ致  
シマシテ、新ニ商工組合中央金庫ヲ設置シ、  
相倚リ相助ケテ組合金融ノ圓滑ヲ圖リ、組  
合ノ内容ノ充實ト其ノ健全ナル發達トヲ促  
進シ、以テ中小商工業者ノ企業經營ノ改善  
合理化ニ資シ、中小商工業者ノ振興ヲ期シ  
タクト考ヘル次第デアリマス、何卒十分御  
審議ノ上、御協賛アラムコトヲ希望致シマス  
他各地ニ於キマシテ、此ノ同業組合ノ聯合

業經營上ニ幾多ノ缺陷ヲ有シ、延イテ金融  
上ニ於キマシテモ極メテ不利ナ情況ニ在ル  
ノガ常デアリマス、之ヲ此ノ儘ニ放置シ  
マスルコトハ、我ガ國産業ノ發展茲ニ國力  
ノ伸張上、洵ニ憂フベキ結果ヲ招クノ虞ガ  
アリマスカラ、政府ニ於キマシテモ夙ニ商  
業組合、工業組合及輸出組合ノ制度ヲ設  
ケ、中小商工業者ヲシテ自力更生ノ精神ニ  
基キ組合ヲ組織セシメマシテ、各種ノ共同  
施設ヲ營ミ、協同ノ力ニ依リ、各自ノ企業  
經營ノ改善合理化ヲ圖ルト共ニ、其ノ信用  
ヲ向上シ、以テ之ガ金融ノ圓滑ヲ期シテ居  
ルノデアリマス、幸ヒ制度創始以來各組合  
ノ良好ナルモノ亦少クナインデアリマセヌ、併シナ  
ガラ商業組合、工業組合及輸出組合ハ、從  
來一般ニ其ノ信用ガ十分ニ理解セラレズ、  
爲ニ動モスレバ其ノ資金ノ融通ニ圓滑ヲ缺  
キマシテ、事業ノ圓滿ナル遂行ヲ妨ゲラレ  
ルノミナラズ、之ニ依ッテ組合ノ健全ナル發  
達ヲ阻害セラレルコトモ亦少クナインデア  
リマス、斯クノ如キハ中小商工業者更生ノ  
ノ爲ニ甚ダ遺憾ナ次第デアリマスカラ、此  
ノ際同業相助ノ精神ニ依リマシテ、各組合  
ニ出資ヲ爲サシメ、政府モ亦之ニ出資ヲ致  
シマシテ、新ニ商工組合中央金庫ヲ設置シ、  
相倚リ相助ケテ組合金融ノ圓滑ヲ圖リ、組  
合ノ内容ノ充實ト其ノ健全ナル發達トヲ促  
進シ、以テ中小商工業者ノ企業經營ノ改善  
合理化ニ資シ、中小商工業者ノ振興ヲ期シ  
タクト考ヘル次第デアリマス、何卒十分御  
審議ノ上、御協賛アラムコトヲ希望致シマス  
他各地ニ於キマシテ、此ノ同業組合ノ聯合

○議長(公爵近衛文麿君) 質疑ノ通告ガゴ  
ザイマス、森平兵衛君

〔森平兵衛君演壇ニ登ル〕

○森平兵衛君 只今上程ニナリマシタ商工  
組合中央金庫法案ニ付テ、極ク簡単ニ商工  
大臣ノ御所見ヲ承リタイト思フノノデアリマ  
ス、我ガ國産業界ニ於ケル中堅デアッテ、重  
要ナル地位ヲ占メテ居リマスル中小商工業  
者ノ更生ノ爲ニ本案ヲ御提出ニナリマシタ  
コトハ、誠ニ私ハ機宜ヲ得タモノト存ジ衷  
心贊意ヲ表スルモノデアリマス、然ルニ此  
ノ法案ノ大體ヲ通覽致シマスルノニ、只今  
商工大臣ノ御述ニナリマシタ通り、商業組  
合、工業組合、輸出組合ノ此ノ三組合ノミ  
ニ限ッテ、金融ノ疏通ノ途ヲ講ゼラレテ居ル  
ノデアリマス、御承知ノ通り、明治三十三  
年重要物產同業組合法ト云フモノガ制定ニ  
ナリマシテ以來、我ガ國全國各地ニ同業者  
間ノ意思連絡、或ハ同業者間ノ弊害ノ矯  
正、或ハ同業者間ノ統制、各種ノ弊害ヲ除  
去シ、以テ此ノ事業ノ發達ノ爲ニ、各地ニ  
同業組合法ニ依ル同業組合ト云フモノハ相  
當多數アルノデアリマス、而シテ是ノ機  
能、或ハ擴充ト云フコトニ付キマシテハ、  
法規ノ爲ニ頗ル遺憾ナ點モアルノデアリマ  
スルガ、事業上ノ歴史ヲ見マスルニ、是ハ  
餘り輕視スルコトハ私ハ出來ヌト考ヘルノ  
デアリマス、然ルニ今回此ノ總則ノ第一條  
ニ於キマシテ、此ノ同業組合ト云フモノガ  
除外サレテ居ルト云フコトヲ、私ハ頗ル遺  
憾トスル者デアリマス、東京竝ニ大阪其ノ  
庫ノ金融ノ流通ヲ得ラレルヤウニナサル御  
善處シ改正致シマシテ、矢張リ此ノ中央金  
庫ヲ通ジマスレバ矢張リ數百萬ノ私ハ費用  
ニ上ボルデアラウト思ヒマスルノデ、之ヲ  
経費モ相當莫大ナモノデアリマシテ、全

會ヲ組織シテ、以テ此ノ中小商工業ノ發達  
助長ニ對シテハ、長イ間貢獻スルコトガ頗  
ル私ハ少クナイト思フノノデアリマス、斯  
クノ如キ相當ナル成績ヲ擧ゲ、又各地ニ散  
在シテ居リマスル同業組合ヲ何故是カラ疎  
外シタカト云フコトニ付キマシテ、商工大  
臣ノ御意見ヲ伺ビタイト思フノノデアリマ  
ス、是ヘ多分法規ノ關係上已ムヲ得ヌノデ  
御除外ニナックト思フノノデアリマスルガ、  
私ハ同業組合ノ改正法ト云フモノハ、多年  
來是ハ矢張リ同業組合聯合會其ノ他ニ於テ  
叫ンデ居ルノデアリマス、是ノ法規ヲ適正  
ニ改正ヲセラレマシテ、我ガ國産業界、  
或ハ中小商工業更生ノ爲ニナサルト云  
フコトモ、決シテ無用デナイト信ズルノ  
デアリマス、然ルニ商工省ノ方ニ於キマ  
シテハ、同業組合ヲ其ノ儘ニシテオ置キ  
ニナリマシテ、或ハ商業組合、工業組合、  
又輸出組合ト云フモノヲ、新ニ御制定ニ  
ナツテ居リマスルコトハ已ムヲ得ヌノ  
デアリマスルガ、一面此ノ同業組合ヲ長ク  
助長發展セシメテ居リマスル側カラ見マス  
ルト、何ダカ同組合デアルニ拘ラズ、同  
業組合ダケ疎外セラレテ居ルヤウナ感ガ  
アルコトハ誠ニ私ハ遺憾トスルノデアリマ  
ス、而シテ此ノ同業組合ニ集メテ居リマス  
ル經費モ相當莫大ナモノデアリマシテ、全

カト云フコトヲ第一點ニ御尋ネシタイノデアリマス、モウ一點ハ此ノ商工組合中央金庫ノ資金ノ高デアリマスルガ、是ガ法律ニ依リマスルト、資本金ガ一千萬圓、政府ノ出資ガ五百萬圓、而シテ政府ノ最初ノ出資ガ二百萬圓、組合デ五百萬圓ヲ負擔致シマシテ、組合ハ其ノ五分ノ一ヲ拂込ムト云フコトニナリマスルト、合計三百萬圓ノ拂込ノモノニナルノデアリマス、而シテ商工債券ノ發行ハ、拂込資本ノ十倍、即チ三千萬圓ヨリ發行ガ出來ヌト云フコトニナツテ居リマス、サウ致シマスルト、合計致シマシテモ三千三百萬圓ノ資金ヨリ此ノ中央金庫ト云フモノハ持ツテ居ラヌノデアリマス、果シテ此ノ三千三百萬圓位ノ金デ中小ノ商工業者ニ對シテ十分更生、金融ノ途ヲ與ヘラレルカ否ヤト云フコトニ付テ、ドウ云フ御確信ガアリマシテ、此ノ三千三百萬圓、所謂資本金ヲ一千萬圓ニ御限定ニナツクモノカ、或ハ之ヲヤツタ工合デ此ノ法律ヲ改正シテ、モウ少シ増シテモ宜イト云フ御考デ、第一次的ノコトデアルカラスクノ如クニシタト云フ思召デアルカ、其ノ御意見ヲ承リタイノデアリマス、第三點ト致シマシテハ、之ニ對スル損失補償ト云フモノガナイノデアリス、各地ニ於キマシテ、其ノ府縣廳或ハ公團體ニ於キマシテ、今日ノ中小商工業ノ蘇生、更生ノ爲ニハ、府縣費ヲ割イテ、此ノ損失補償ニ充テテ居ラレルヤウナコトモノアルノデアリマスルガ、政府ト致シマシテ、唯組合ニ貸スダケノコトデアツテ、此ノ組合ニ對シテ若シモ多少ノ損失デモシタ場合ニ

ハ、之ニ對スル損失補償ト云フモノハナサレマセヌ意思デアルカ、其ノ點ヲ御尋ネシタイト思ヒマス、序ニ私ハ此ノ中小商工業ノコトヲ一言政府ニ申上ゲタイノデアリマスルガ、私ハ此ノ中小商工業者ガ、數ニ於シテ、組合ハ其ノ五分ノ一ヲ拂込ムト云フコトニナリマスルト、合計三百萬圓ノ拂込ノモノニナルノデアリマス、而シテ商工債券ノ發行ガ出來ヌト云フコトニナツテ居リマス、サウ致シマスルト、合計致シマシテモ三千三百萬圓ノ資金ヨリ此ノ中央金庫ト云フモノハ持ツテ居ラヌノデアリマス、果シテ此ノ三千三百萬圓位ノ金デ中小ノ商工业者ニ對シテ十分更生、金融ノ途ヲ與ヘラレルカ否ヤト云フコトニ付テ、ドウ云フ御確信ガアリマシテ、此ノ三千三百萬圓、所謂資本金ヲ一千萬圓ニ御限定ニナツクモノカ、或ハ之ヲヤツタ工合デ此ノ法律ヲ改正シテ、モウ少シ増シテモ宜イト云フ御考デ、第一次的ノコトデアルカラスクノ如クニシタト云フ思召デアルカ、其ノ御意見ヲ承リタイノデアリマス、第三點ト致シマシテハ、之ニ對スル損失補償ト云フモノガナイノデアリス、各地ニ於キマシテ、其ノ府縣廳或ハ公團體ニ於キマシテ、今日ノ中小商工業ノ蘇生、更生ノ爲ニハ、府縣費ヲ割イテ、此ノ損失補償ニ充テテ居ラレルヤウナコトモノアルノデアリマスルガ、政府ト致シマシテ、唯組合ニ貸スダケノコトデアツテ、此ノ組合ニ對シテ若シモ多少ノ損失デモシタ場合ニ

脅スノデアリマス、是ハ衆議院或ハ此ノ議場デモ隨分問題ニナツテ居ルノデアリマス、而シテモウ一面、此ノ中小商工業ノコトヲ一言政府ニ申上ゲタイノデアリマスルガ、私ハ此ノ中小商工業者ガ、數ニ於シテ、組合ハ其ノ五分ノ一ヲ拂込ムト云フコトニナリマスルト、合計三百萬圓ノ拂込ノモノニナルノデアリマス、而シテ商工債券ノ發行ガ出來ヌト云フコトニナツテ居リマス、サウ致シマスルト、合計致シマシテモ三千三百萬圓ノ資金ヨリ此ノ中央金庫ト云フモノハ持ツテ居ラヌノデアリマス、果シテ此ノ三千三百萬圓位ノ金デ中小ノ商工业者ニ對シテ十分更生、金融ノ途ヲ與ヘラレルカ否ヤト云フコトニ付テ、ドウ云フ御確信ガアリマシテ、此ノ三千三百萬圓、所謂資本金ヲ一千萬圓ニ御限定ニナツクモノカ、或ハ之ヲヤツタ工合デ此ノ法律ヲ改正シテ、モウ少シ増シテモ宜イト云フ御考デ、第一次的ノコトデアルカラスクノ如クニシタト云フ思召デアルカ、其ノ御意見ヲ承リタイノデアリマス、第三點ト致シマシテハ、之ニ對スル損失補償ト云フモノガナイノデアリス、各地ニ於キマシテ、其ノ府縣廳或ハ公團體ニ於キマシテ、今日ノ中小商工業ノ蘇生、更生ノ爲ニハ、府縣費ヲ割イテ、此ノ損失補償ニ充テテ居ラレルヤウナコトモノアルノデアリマスルガ、政府ト致シマシテ、唯組合ニ貸スダケノコトデアツテ、此ノ組合ニ對シテ若シモ多少ノ損失デモシタ場合ニ

ハ、之ニ對スル損失補償ト云フモノハナサレマセヌ意思デアルカ、其ノ點ヲ御尋ネシタイト思ヒマス、序ニ私ハ此ノ中小商工業ノコトヲ一言政府ニ申上ゲタイノデアリマスルガ、私ハ此ノ中小商工業者ガ、數ニ於シテ、組合ハ其ノ五分ノ一ヲ拂込ムト云フコトニナリマスルト、合計三百萬圓ノ拂込ノモノニナルノデアリマス、而シテ商工債券ノ發行ガ出來ヌト云フコトニナツテ居リマス、サウ致シマスルト、合計致シマシテモ三千三百萬圓ノ資金ヨリ此ノ中央金庫ト云フモノハ持ツテ居ラヌノデアリマス、果シテ此ノ三千三百萬圓位ノ金デ中小ノ商工业者ニ對シテ十分更生、金融ノ途ヲ與ヘラレルカ否ヤト云フコトニ付テ、ドウ云フ御確信ガアリマシテ、此ノ三千三百萬圓、所謂資本金ヲ一千萬圓ニ御限定ニナツクモノカ、或ハ之ヲヤツタ工合デ此ノ法律ヲ改正シテ、モウ少シ増シテモ宜イト云フ御考デ、第一次的ノコトデアルカラスクノ如クニシタト云フ思召デアルカ、其ノ御意見ヲ承リタイノデアリマス、第三點ト致シマシテハ、之ニ對スル損失補償ト云フモノガナイノデアリス、各地ニ於キマシテ、其ノ府縣廳或ハ公團體ニ於キマシテ、今日ノ中小商工業ノ蘇生、更生ノ爲ニハ、府縣費ヲ割イテ、此ノ損失補償ニ充テテ居ラレルヤウナコトモノアルノデアリマスルガ、政府ト致シマシテ、唯組合ニ貸スダケノコトデアツテ、此ノ組合ニ對シテ若シモ多少ノ損失デモシタ場合ニ

脅スノデアリマス、是ハ衆議院或ハ此ノ議場デモ隨分問題ニナツテ居ルノデアリマス、而シテモウ一面、此ノ中小商工業ノコトヲ一言政府ニ申上ゲタイノデアリマスルガ、私ハ此ノ中小商工業者ガ、數ニ於シテ、組合ハ其ノ五分ノ一ヲ拂込ムト云フコトニナリマスルト、合計三百萬圓ノ拂込ノモノニナルノデアリマス、而シテ商工債券ノ發行ガ出來ヌト云フコトニナツテ居リマス、サウ致シマスルト、合計致シマシテモ三千三百萬圓ノ資金ヨリ此ノ中央金庫ト云フモノハ持ツテ居ラヌノデアリマス、果シテ此ノ三千三百萬圓位ノ金デ中小ノ商工业者ニ對シテ十分更生、金融ノ途ヲ與ヘラレルカ否ヤト云フコトニ付テ、ドウ云フ御確信ガアリマシテ、此ノ三千三百萬圓、所謂資本金ヲ一千萬圓ニ御限定ニナツクモノカ、或ハ之ヲヤツタ工合デ此ノ法律ヲ改正シテ、モウ少シ増シテモ宜イト云フ御考デ、第一次的ノコトデアルカラスクノ如クニシタト云フ思召デアルカ、其ノ御意見ヲ承リタイノデアリマス、第三點ト致シマシテハ、之ニ對スル損失補償ト云フモノガナイノデアリス、各地ニ於キマシテ、其ノ府縣廳或ハ公團體ニ於キマシテ、今日ノ中小商工業ノ蘇生、更生ノ爲ニハ、府縣費ヲ割イテ、此ノ損失補償ニ充テテ居ラレルヤウナコトモノアルノデアリマスルガ、政府ト致シマシテ、唯組合ニ貸スダケノコトデアツテ、此ノ組合ニ對シテ若シモ多少ノ損失デモシタ場合ニ



襲ヲ十二分ニ知リナガラ、雨期ト「エチオピヤ」魂ヲ唯一ノ賴ミトシテ、漫然空軍ノ設備ヲ怠リシニ彷彿タル所ガアリヘ致シマヌカ、敵ノ空襲ニ對シテヘ、之ニ適當スル空軍ヲ常備スルニ非ザレバ、如何ニ巧妙ナル武器ト雖モ、又如何ニ熱烈ナル忠君愛國ニ燃エル國民ヲ有スルト雖モ、風前ノ燈火ノ如ク全滅スルヘ勿論デアリマス、「イタリー」ガ強國、英、佛ヲ後目ニカケ、而モ地中海ヲ壓スル大英帝國ノ全艦隊ヲ物トモセズ、敢テ强行其ノ素志ヲ貫徹シ得タルモノ、實ニ彼ノ大空軍ノ威力ニ外ナラザルコトハ申ス迄モゴザイマセヌ、伊「エ」戦ハ天方犠牲ヲ示シ、以テ皇國日本ヲ如實ニ戒飭セルモノニ外ナラナイモノデアルト信ジマス、速カニ天ノ戒ヲ守リ、空軍ノ充實ヲ圖リ、以テ觀慮ヲ安ンジ奉リ、下國民ノ不安ヲ去ラシムベキデアリマシテ、急ナラザル設備ハ暫時之ヲ後年ニ待チ、速カニ空軍ノ大充實ヲ圖ルノ要ハゴザイマセヌカ、之ヲ以テ苟足ラザル場合、國民ハ衣ヲ節シ、食ヲ斷ズルモ、國防第一線ヲ保護スルノ大覺悟ヲ有スルヤ勿論デアリマス、一昨日、海軍大臣ハ、衆議院豫算分科會ニ於テ「海軍トシテハ空軍獨立ヘ反対ナリ」と云フ御聲明ガアリマシタガ、陸軍ニ三百萬人ノ豫後備役軍人アリ、海軍ニ軍艦ノ豫後備ヲ以テ任ズル商艦アルニ拘ラズ、空軍ニノミ之ナキヘ、眞ノ國防ヲ全ウスルモノト認ムルヲ得マセヌガ、此ノ際航空省ヲ新設シ、平時航空交通ノ任ニ當ラシム、戰時陸海軍所屬空軍ノ豫備役タラシムル御意思ハゴザイ

マセヌカ、總理大臣竝ニ海陸兩大臣ノ御答辯ヲ願ヒマス、更ニ遞信大臣ハ空軍ノ豫後備役ヲ以テ任ズル航空交通ヲ、如何ナル御方針ノ下ニ發展完備セシメムトセラル、御意見デゴザイマスカ、誠意アル御答辯ヲ願ヒマス、帝國國民ハ其ノ技巧ニ於テ世界人類中獨特ノ天分ヲ有シテ居リマス、故ニ指導其ノ宜シキヲ得レバ、各般ノ技術方面ニ於テ覇ヲ世界ニ唱フル又易々タルモノデアリマス、殊ニ航空機ノ製作及操縦ヘ其ノ最モ適セルモノデアリマシテ、政府ハ之ガ製作技術ニ對スル研究ヲ、單ニ大學、遞信省、陸軍、海軍等ノ個別的研究機關ニノミ委スルコトナク、是等ノ研究機關ヲ打ッテ一丸トシ、更ニ廣ク人材ヲ拔擢シテ之ニ加ヘ、日本航空研究所ト稱スルガ如キモノヲ設置スル御計畫ハアリマセヌカ、斯ウシタ研究所ニ於テコソ、初メテ而モ最モ夙ク無滑走、無爆音ノ優秀ナル航空機ヲ真先ニ世界ニ紹介スルモノナルコトヲ私ハ確信シテ疑ハナリ、以テ専門ベキデアリマス、更ニ又航空機ノ操縦モ之ヲ少年航空兵ニノミ求メズ、現役軍人全部ヲシテ航空技術ヲ修得セシメ、一面退役後、航空機操縦者タル職ヲ與ヘ、他面有事ノ際、操縦者不足ノ歎ナカラシムル御用意ハゴザイマセヌカ、幸ニ現内閣ハ舉國一致ノ基礎ニ立チ、而モ庶政更新セラル、トノ御聲明デアリマスカラ、國防ノ第一線強化ノ爲メ、航空省ノ設立、航空機製作竝ニ技術ニ關スル綜合的研究機關ノ設置、陸海軍人ニ對スル操縦技術ノ普及、航空路ノ開拓ニ付

マセヌカ、總理大臣竝ニ海陸兩大臣ノ御答辯ヲ願ヒマス、更ニ遞信大臣ハ空軍ノ豫後備役ヲ以テ任ズル航空交通ヲ、如何ナル御方針ノ下ニ發展完備セシメムトセラル、御意見デゴザイマスカ、誠意アル御答辯ヲ願ヒマス、帝國國民ハ其ノ技巧ニ於テ世界人類中獨特ノ天分ヲ有シテ居リマス、故ニ指導其ノ宜シキヲ得レバ、各般ノ技術方面ニ於テ覇ヲ世界ニ唱フル又易々タルモノデアリマス、殊ニ航空機ノ製作及操縦ヘ其ノ最モ適セルモノデアリマシテ、政府ハ之ガ製作技術ニ對スル研究ヲ、單ニ大學、遞信省、陸軍、海軍等ノ個別的研究機關ニノミ委スルコトナク、是等ノ研究機關ヲ打ッテ一丸トシ、更ニ廣ク人材ヲ拔擢シテ之ニ加ヘ、日本航空研究所ト稱スルガ如キモノヲ設置スル御計畫ハアリマセヌカ、斯ウシタ研究所ニ於テコソ、初メテ而モ最モ夙ク無滑走、無爆音ノ優秀ナル航空機ヲ真先ニ世界ニ紹介スルモノナルコトヲ私ハ確信シテ疑ハナリ、以テ専門ベキデアリマス、更ニ又航空機ノ操縦モ之ヲ少年航空兵ニノミ求メズ、現役軍人全部ヲシテ航空技術ヲ修得セシメ、一面退役後、航空機操縦者タル職ヲ與ヘ、他面有事ノ際、操縦者不足ノ歎ナカラシムル御用意ハゴザイマセヌカ、幸ニ現内閣ハ舉國一致ノ基礎ニ立チ、而モ庶政更新セラル、トノ御聲明デアリマスカラ、國防ノ第一線強化ノ爲メ、航空省ノ設立、航空機製作竝ニ技術ニ關スル綜合的研究機關ノ設置、陸海軍人ニ對スル操縦技術ノ普及、航空路ノ開拓ニ付

マセヌカ、總理大臣竝ニ海陸兩大臣ノ御答辯ヲ願ヒマス、更ニ遞信大臣ハ空軍ノ豫後備役ヲ以テ任ズル航空交通ヲ、如何ナル御方針ノ下ニ發展完備セシメムトセラル、御意見デゴザイマスカ、誠意アル御答辯ヲ願ヒマス、帝國國民ハ其ノ技巧ニ於テ世界人類中獨特ノ天分ヲ有シテ居リマス、故ニ指導其ノ宜シキヲ得レバ、各般ノ技術方面ニ於テ覇ヲ世界ニ唱フル又易々タルモノデアリマス、殊ニ航空機ノ製作及操縦ヘ其ノ最モ適セルモノデアリマシテ、政府ハ之ガ製作技術ニ對スル研究ヲ、單ニ大學、遞信省、陸軍、海軍等ノ個別的研究機關ニノミ委スルコトナク、是等ノ研究機關ヲ打ッテ一丸トシ、更ニ廣ク人材ヲ拔擢シテ之ニ加ヘ、日本航空研究所ト稱スルガ如キモノヲ設置スル御計畫ハアリマセヌカ、斯ウシタ研究所ニ於テコソ、初メテ而モ最モ夙ク無滑走、無爆音ノ優秀ナル航空機ヲ真先ニ世界ニ紹介スルモノナルコトヲ私ハ確信シテ疑ハナリ、以テ専門ベキデアリマス、更ニ又航空機ノ操縦モ之ヲ少年航空兵ニノミ求メズ、現役軍人全部ヲシテ航空技術ヲ修得セシメ、一面退役後、航空機操縦者タル職ヲ與ヘ、他面有事ノ際、操縦者不足ノ歎ナカラシムル御用意ハゴザイマセヌカ、幸ニ現内閣ハ舉國一致ノ基礎ニ立チ、而モ庶政更新セラル、トノ御聲明デアリマスカラ、國防ノ第一線強化ノ爲メ、航空省ノ設立、航空機製作竝ニ技術ニ關スル綜合的研究機關ノ設置、陸海軍人ニ對スル操縦技術ノ普及、航空路ノ開拓ニ付

提供致シマシテ、其ノ發達ヲ希ツテ居ル所デゴザイマス、然ルニ帝國民間航空ノ現状ニ於キマシテハ、航空工業へ未ダ其ノ基礎十分デゴザイマセヌ、輸送事業モ亦極メテ貧弱デゴザイマシテ、遺憾ナガラ軍ノ期待ニ副ヘザルコト頗ル遠イノデアリマス、其ノ由ツテ來ル原因ハ種々ゴザイマセウト思ヒマスルガ、要スルニ航空ニ關スル朝野ノ理解ガ未ダ十分デナク、爲ニ其ノ促進ニ對スル所ノ國民的努力ノ足ラザル所ガアルノミナラズ、特ニ斯業ノ統制促進ニ關スル制度機構ニ尙大ナル缺陷ノ存スル如ク考ヘラレマスルノデ、是等ノ點ニ徹底的革新ヲ加フルコトハ當面ノ急務デアルト信ジマシテ、航空行政ノ一元的統轄機關等ニ關シマシテ、慎重ニ審議研究致シテ居ル次第デゴザイマス

ノミニマリマス、ソレハ「ドイツ」ハ敗戦ノ  
條約上出來マセヌ關係上、航空省ト云フ形  
デ、所謂民間飛行ヲ根本ニヤッテ居ルヤウ  
マス、デ日本ノ民間飛行ヲ發達サセル爲ニ  
航空省モ設ケテヤッタラドウカト云フ議  
論モナカヽアルヤウデアリマスガ、此ノ  
貧弱ナル現在ノ民間航空事業ヲ統一シテ、  
而シテ航空省ヲ設ケル程ノ價值ガアルカナ  
イカト云フコトハ、是ハ今日トシテハ問題  
ニナラナイト考ヘルノデアリマス、併シ遞  
信省ト致シマシテヘ貴族院ノ決議ヲ尊重致  
シマシテ……航空事業ノ振興ニ關スル貴族  
院ノ決議ヲ尊重致シマシテ、政府ハ第一次  
振興計畫ヲ定メマシタ、其ノ大體ノ所要額  
ヲ申上ゲマスト、十一年度計畫ノ分ガ一千  
九百十七萬二千圓デアリマシテ、是ハ臨時  
費デアリマス、經常費ト致シマシテハ四十  
二萬三千圓デアリマス、是ニハ臺灣ノ特別  
會計カラ支出致シマスルモノヲ合シタ合計  
デアリマス、斯クノ如キ貧弱ナモノデアリ  
ス、併シナガラ今回ノ豫算ノ御協贊ヲ得マ  
シテ、「ヘノイ」ニ寄リマシテ、「バンコッ  
ク」ニ著キマス線ガ初メテ開始サル、コト  
ヲ延バシマシテ、臺北ヲ發シテ香港ニ參リ  
トナルノデアリマス、日本ノ國際航路ノ第  
一步ヲ初メテ踏出スト云フヤウナ狀態デア  
リマシテ、私共ト致シマシテハ、少クモ東  
洋ノ航空ノ實權ハ我ガ國ノ手ニ握リタイ、

斯ウ云フ希望ヲ持ツテ居リマス、併シナガラ此ノ實現ニ達スルニヘ、ドウ致シマシテモ今 日マデ非常ナル御援助ヲ受ケテ居リマス陸 海軍ト十分協調致シマシテ、此ノ目的ヲ達 シタイト考ヘテ居リマス、左様御承知願ヒ マス

○水野甚次郎君 簡單デゴザイマスカラ此 席デ……海軍大臣ヨリ御深切ナル御答辯ヲ 得マシテ満足致シマス、遞信大臣ハ曩ニ本 院ノ決議ヲ致シマシタコトヲ尊重スルト云 フ御言葉ガゴザイマシタガ、十分之ヲ尊重 シテ戴キタイト思ヒマス、尙床次元遞相ハ 二億圓ノ豫算ヲ以テ航空ノ充實ノ第一歩ヲ 圖ルト云フ計畫ノヤウデアリマシタガ、現 遷信大臣モ矢張リ其ノ床次元遞信大臣ノ意 見ヲ繼續シテ御考ニナッテ居ラレルノデア リマセウカ、尙床次元遞信大臣時代ニハ非 常ニ長イ期間ノヤウニ思ヒマシタガ、モット 之ヲ短ク完成スル御意見ハゴザイマセヌノ デスカ、更ニ御尋ネ致シマス

〔國務大臣賴母木桂吉君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(賴母木桂吉君) 成ルベク短イ 期間ニ於テ目的ヲ達シタイト考ヘテ居リマ ス、ソレニ付テハ色々工作ヲ要スル問題デ アリマシテ、御存ジノ通リニ他國ノ空ヲ飛 ブノデアリマスカラ、國際關係其ノ他モア リマス、色々ナ方面ノ支障ヲ取除キマシテ、 尚豫算ノ許シマス限り早ク其ノ完成ヲ致シ タイト希望ヲ致シテ居リマス

○水野甚次郎君 遷信大臣ノ誠意アル御答 辯ヲ得マシテ満足致シマス、私ノ質問ハ之 ヲ以テ打切りマス

○議長(公爵近衛文麿君) 本日ハ此ノ程度ニ於テ延會ヲ致シクタイト存ジマス、御異議テ御通知ニ及ビマス、本日ハ是ニテ散會致シマス

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

午後零時十八分散會